

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 28 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（案）」

2. コメント募集期間

平成 20 年 10 月 16 日～平成 20 年 10 月 23 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成 20 年 10 月 28 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL05	イーバンク銀行
CL06	京都信用金庫 経営企画部
CL08	あずさ監査法人
CL12	日興シティグループ証券（株）金融商品本部 債券投資戦略部
CL13	（株）プルータス・コンサルティング
CL14	（社）生命保険協会 経理部会
CL15	全国銀行協会
CL16	（社）全国信用組合中央協会
CL17	大和総研 制度調査部
CL18	（社）日本貿易会 経理委員会
CL19	（社）全国信用金庫協会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	浜谷正俊	新生銀行 戦略企画室 公認会計士
CL02	石王丸周夫	
CL03	細野祐二	公認会計士
CL04	中村哲久	常陽銀行
CL07	笠原直樹	
CL09	西村克彦	
CL10	加藤健一郎	公認会計士
CL11	高桑昌也	エスネットワークス 公認会計士
CL20	玉城正勝	
CL21	小林忍	

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 本件公表について	<p>下記2つの理由から貴公開草案に対する特段のコメントはない。</p> <p>① 今回の公開草案は、内容的には金融資産の時価評価・算定にスポットを当て、過去に公表済みの「金融商品に関する会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」から関連する箇所をQ&A方式で整理・取り纏めたものであり、今般改めてその内容につき議論する余地のあるものではないと考えられること</p> <p>② また、FASB発行のFSP No. FAS157-3や、IASB発行のIFRS第7号改正公開草案等の国際的な会計基準とも整合的なものであること</p> <p>新たな取扱いを明らかにしているわけではなく、既存の会計基準等の引用が中心の注意喚起文書なので、これを実務対応報告として公表することは他の実務対応報告とのバランス上、やや違和感がある。</p> <p>今回の草案は、従来の実務上の考え方と異にしない前提と察しますが、検討に時間があまり割かれておらず、性急な感もある。</p> <p>一旦期限を設けるか、あるいは「金融市場の混乱」している中での解釈を示したものの、という形にした方が良いのではないか。</p>	<p>N/A</p> <p>本実務対応報告は、最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物との関係で、時価の算定に関する質問が寄せられていることから、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等の理解を促進するため、質問が多い点を確認することを目的として公表するものである。</p>
Q1 時価の概念		
2) 不利な条件／強制された取引の範囲・例示	<p>「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引」は、有価証券取引における取引拒絶や実質的な取引拒絶（わずか1セントでの売買等）が具体例として想定されていると理解しているが、相対取引を前提としたデリバティブ取引も対象になるのか。その場合、どのような事例が想定されているのか。</p>	<p>本実務対応報告は、現行の金融商品会計基準及び金融商品実務指針等における取扱いを確認するものであり、その適用にあたっては、個々の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引」というのは、具体的にどのようなケースを想定しているのか。</p> <p>「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではない」とあるが、「不利な条件で引き受けざるを得ない取引」や「他から強制された取引」とされる場合の具体例を示されたい。また、当該取引の結果として成立した（市場）価格を参照して金融資産の測定を行う者においても、実務上、当該（市場）価格は時価ではないと判断できる場合があり得る、との理解で良いか。もしそうならば、当該測定を行う者が、時価ではないとされる「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格」と判断できる場合の具体例を示されたい。</p> <p>運用商品はその商品性や流動性等、多様であり、取扱い（案）Q1(4)において示されている「取引が活発であるか」、「市場が十分に確立されているか」の記載は、基準が明確でないため、概念でとどまってしまう。よってより具体的な基準を示していただきたい。</p>	<p>実情に照らした合理的な判断を行うこととなる。</p>
<p>3) 時価の定義について</p>	<p>本公開草案においても参照しているように、現行金融商品会計基準では、時価を公正な評価額とし、それは第一義的に市場価格であると定義しているが、本公開草案を出す原因となった「最近の金融市場における混乱」を背景とした内外の会計基準への疑問は、この定義そのものに内在する会計思想にあると考える。「時価とは正常な市場価格である」とする定義で必要にして十分と考える。時価を公正価値として、さらには、その公正価値なるものに普通の経済人が理解できない金融工学のプライシング・モデルを含めたところに、問題の根源があると考ええる。</p>	<p>公開草案の対象外のため、N/A</p>
<p>Q2 市場価格に基づく価額</p>		
<p>4) 「価格差が著しい」「市場価格がない（市場価格を時価と見なせない）」の判断基準</p>	<p>「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がないと考えられる」とあるが、価格差が著しいの判断基準があいまいであり、会計監査あるいは当局検査において、判断根拠を示すことは困難と考える。</p> <p>「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」（金融商品実務指針第53項②）や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的な価額による」こととなる（金融商品実務指針第54項）。」としているが、市場価格がないものとして取り扱うべきケース（又は市場価格を時価とみなせないケース）をより具体的に示す必要がある。</p>	<p>本実務対応報告は、現行の金融商品会計基準及び金融商品実務指針等における取扱いを確認するものであり、その適用にあたっては、個々の実情に照らした合理的な判断を行うこととなる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」は市場価格がない、と考えられる。とあるが、どのくらい差があれば、著しいと判断されるのか。(2倍とか3倍とか、具体例があれば、実務上迷わないと察する) また、仮にアスクとビットに著しい差があるとして、保守的に「買い」の価格を採用することはできないのか。経営者の見積り価格と選択でもいいと思われる。(アスク・ビットが乖離しているからと言って、すぐに経営者の見積り価格を採用するというのは如何なものかと考える)</p>	
	<p>「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」の表記は具体性を欠くため、「売手と買手のいずれかの価格しか示されないか、市場の需給要因等により、売手が合理的な見積りに基づいて合理的算定した価額と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」と変更されたい。</p>	<p>「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」には、コメントで提示された記述も含まれる場合があるものと考えられる。</p>
<p>5) 変動利付国債等の取扱いについて</p>	<p>変動利付国債は市場で投売りとも言える状況にあり、買い手不足で出来高もそれほど多くない現状であるが、このような状況の中で適正な価格を判断するには、Q2で触れている実際の売買事例が極めて少ない金融資産(金融商品実務指針第53項②)に該当するとした場合、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算出された価格による」の適用により、自社の合理的な算定ロジックを採用することは妥当と考えることができるか。</p> <p>現在の15年変動利付国債の市場価格は、金融商品実務指針第256項(4)にある通り、市場における取引が活発でないため公正な評価額を示していないと判断し、「合理的に算定された価額」を時価として良いか。</p> <p>Q1(4)における、「市場価格があってもそれが公正な評価額を示していない場合」の解釈として、市場流動性の枯渇を要因として理論価格から大きく下方乖離して取引されている日本の15年変動国債がそれに該当するか否かを例として明示されたい。個別商品についての解釈までは盛り込みにくいと思うが、変動国債は多くの金融機関が大量に保有しているものであり、例示として必要ではないかと思慮する。</p> <p>15年変動利付国債は、国債であり割引率は国債の割引率で評価すべき銘柄であるにもかかわらず、市場の選好により国債の割引率に大きな信用スプレッドを加味して評価されている。これは、Q2で述べるところの、「市場価格を時価とみなせない」に当てはまると考えられるか否か。</p>	<p>本実務対応報告は、現行の金融商品会計基準及び金融商品実務指針等における取扱いを確認するものである。</p> <p>変動利付国債等についても、Q2のAの第2段落に該当するかどうかは、個々の実情に照らした合理的な判断によることとなるため、当該判断如何により、Q3の適用が排除されるものではないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や「売手と買手の希望する価額差が著しく大きい金融資産」の範囲に関わる判断基準について、具体的な商品設例等を含め示されたい。例えば、「昨今の市場環境下における変動利付国債は合理的に算定された価額によることが考えられる」というような文言を追加していただきたい。</p> <p>Q2のAにおける「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」あるいは「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に、『15年変動利付国債』や『物価連動国債』も該当することを確認したい。</p>	
6) 株式・上場不動産投資の取扱い	<p>「取引所若しくは店頭において取引されているが、実際の売買事例が極めて少ない金融資産」とあるが、地方の株式市場では、月に1~2回、しかも単元未満株の自社による買取のみ、という銘柄も少なくない。そのような場合、「市場価格を時価とみなせ」ず、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることができるのか。(市場価格を時価として採用する前提が、金融資産の取引が活発に行われているのが大前提と察する。市場にて活発に取引が行われていないのに、株式についてのみ市場価格を採用するのは問題があるのではないか)</p> <p>Q2のAにおける「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」あるいは「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に、市場価格があるものの極端に出来高が少ない『上場不動産投資信託』のような金融商品も該当することを確認したい。</p>	<p>本実務対応報告は、現行の金融商品会計基準及び金融商品実務指針等における取扱いを確認するものである。</p> <p>なお、本実務対応報告の脚注2も参照のこと。</p>
Q3 経営者の合理的な見積り		
7) 算定価格の入手先について	<p>Q2のAの第2段落に該当する場合、『15年変動利付国債』等の時価の算定にあたり、ブローカー等から入手した「理論価格」をQ3のAにおける「合理的に算定された価額」とすることができるとことを確認したい。</p> <p>金融商品実務指針第259項では、「合理的な見積もりが実務的に困難であると判断される場合には、簡便的に第54項(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカー又は情報ベンダーから入手して利用することができる。」とあるが、大手証券会社や情報ベンダーから入手する第54項(1)から(3)の方法に基づき算定された理論値を時価として良いか。</p> <p>地銀では、証券化商品について、合理的に算出された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算出された価格として用いている。この場合には取り扱いに大きな変更は生じないとの解釈でよいか。</p>	<p>Q3のAでは、「なお、『自社における合理的な見積もりが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる』とされている。</p> <p>なお、「時価は原則として自ら算定すべきであるが、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>を自らの責任で使用することができる」とされている（金融商品実務指針第102項）。</p>
<p>8) 具体的な算定方法等について</p>	<p>経営者の合理的な見積もりに基づいて時価を算定する場合の留意事項として、金融商品実務指針第54項の引用の後に、以下の文言を挿入すべきであると考えます。「なお、売買事例が極めて少ないことや売手と買手の希望する価格差が著しく大きいことを背景として経営者の合理的な見積もりに基づいて時価を算定する場合には、特に上の(1)および(2)における「変動要因」に、流動性が低いことを反映したリスク調整を含める必要があることに留意する。リスクの調整に当たっては、売買事例が少ないながらも実際に成立している取引（不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引を除く）における価格や、売手と買手の希望する価格差の程度等を考慮する。」</p> <p>「将来キャッシュ・フロー」もマネジメントケースは甘めになる傾向になるので、「恣意性を排除した客観的かつ合理的なもの」、という追加表現を検討されたい。また、適用する割引率は、どのような形になるのか。割引率の算出についても言及した方がいいのではないか。</p> <p>① 「(1)取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法」の「その他の変動要因」として想定される例を具体的に列挙すべきである。</p> <p>② 「(2)対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法」では、「この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する」としているが、上記①と同様に、変動要因等として想定される例を具体的に列挙すべきである。また「適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない」とあるが、具体的な割引率の算定手法についても明記すべきである。</p> <p>③ 「(3)一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法」では、「この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。」（金融商品実務指針第54項）としているが、価格決定変数として想定される例をより広範囲に具体的に列挙すべきである。</p>	<p>本実務対応報告は、現行の金融商品会計基準及び金融商品実務指針等における取扱いを確認するものである。</p> <p>なお、「流動性リスク等に重要性があれば考慮する」ものとされている（金融商品実務指針第103項(5)）。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>15年変動利付国債で「市場価格を時価とみなせない」ものがあれば、Q3の答えで述べるところの「(1)取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法」において、信用リスクをゼロとみなした、「理論価格」を合理的に算定された価額と考えてよいか。</p>	
	<p>私募発行された金融デリバティブを内包する仕組債の多くは、店頭における売買事例が極めて少ない金融資産である。これはQ2で述べるところの、「市場価格を時価とみなせない」に当てはまると考えられるか否か。もしも「市場価格を時価とみなせない」のであればQ3の答えで述べるところの(3)一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル(例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル)を使用する方法において、「利子率等の価格決定変数」を用いるときに、「①新規発行される場合を想定した価格決定変数」、「②買い取り価格を想定した価格決定変数」のどちらを用いるべきか。なお流動性が極めて低い金融資産の場合、①と②では大きく異なることが想定される。</p>	
	<p>信用度の低い不動産ローンなどを担保とした証券化商品は、店頭における売買事例が極めて少ない金融資産である。これはQ2で述べるところの、「市場価格を時価とみなせない」に当てはまると考えられるか否か。もしも「市場価格を時価とみなせない」のであればQ3の答えで述べるところの(2)対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定する方法この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。を用いる場合。将来キャッシュ・フローの変動要因は「①格付けなどに基づく予想デフォルト率」「②市場信用スプレッド(CDS)の値から想定される、インプライドデフォルト率のどちらを用いるべきか。なお流動性が極めて低い金融資産の場合、①と②では大きく異なるのが実際である。</p>	
	<p>投資信託が保有する有価証券の公正価値評価については、流動性リスクを加味しない評価を行うことは、投資家保護の観点から行うべきではない。</p>	
	<p>今回の文書の整理をもってしても、例えば、CDSを裏づけとするCDOに関する妥当な評価方法(時価)がわからない状況にある。それは、CDSの履行状況に問題がなくても、ブローカーが提示する異常な低価格を時価として評価せざるを得ない状況になっているからである。ブローカーが提示する価格を時価と見做せない場合には理論価格を使用することができるものの、将来CFを割引く方法では使用する割引率の流動性リスクの考慮方法が不透明な状況であるし、モデルによって</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>理論価格を計算するにしても、例えば、多数の CDS が裏づけとなっている場合の参照プール内の信用リスク相関の設定、格付機関の信頼性が揺らぐなかでの妥当な累積デフォルト率の設定などインプットデータの妥当性に疑問が残る。こうした状況であると、先述したとおり、ブローカーが提示する異常で根拠も不透明な投売りのな価格を時価として評価せざるを得ない状況となる。こうした状況を踏まえると、例えば、貸出金の自己査定のように、毎決算期ごとに、その裏付資産の内容・状況を的確に把握して評価し、毀損が確認された場合は、その部分を直ちに損失処理するような方法も考えられなくもないのではないか。この価格評価のプロセス等を監査人が適正に確認・評価することができれば恣意性も排除できるのではないかと考えられる。</p>	
<p>9) 合理的な見積もりに基づく時価の算出について</p>	<p>Q3 について、合理的な見積もりに基づく時価の算出が困難なケースでは、一律に合理的な見積もりにもとづく価格の算出を義務付けるのではなく、「市場価格」の使用につき、重要性・継続性を勘案する余地がある点を明確化いただきたい。</p>	<p>個々の実情に照らした合理的な判断により、Q2 の A の第 1 段落に掲げるような場合には市場価格を用い、Q2 の A の第 2 段落に掲げるような場合には、合理的な見積もりに基づく時価を算定することとなる。</p>
<p>その他</p>		
<p>10) 時価の算定方法等の注記について</p>	<p>通常は取引所や店頭市場で活発に取引が行なわれている金融商品であっても、取引がほとんど行われなくなったり、あるいは買い手が極めて少なく、投売りに近い価格でしか取引されなくなった場合は、マーケットの価格ではなく、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることになると思われる。例えば、現在、金融機関が大量に保有しており、その価格の下落が問題となっている変動利付国債も、マーケットの価格ではなく、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることもありうると思われる。その場合、同じ変動利付国債でも、ある回号の変動利付国債はマーケットの価格を時価とし、別の回号の変動利付国債は合理的な見積もり価額を時価とすることもありうるし、その判断も企業ごとに異なることもありうるものと思われる。</p> <p>したがって、財務諸表利用者の立場から言えば、以下の手当てが望まれるところである。</p> <p>(1) 金融商品は基本的にはマーケットに価格があればその価格に基づくことが原則であり、マーケットの価格によらず、合理的な見積もり価額を用いる場合、それが妥当である旨の説明責任は、開示企業の経営陣にある旨を明確にする。</p>	<p>本実務対応報告は、現行の会計基準及び金融商品実務指針等における取扱いを確認するものであり、新たな注記事項を定めてはいない。</p> <p>なお、本実務対応報告の適用に関して、財務諸表利用者の理解に資すると考えられる場合には、その概要を注記するものとされている。これは、追加情報に該当するものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(2)マーケットの価格によらず合理的な見積もり価額を時価として用いている金融商品のうち、重要なものについては、下記の注記を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. その金融商品の種類 ii. 合理的な見積もり方法の概略（用いているモデル、パラメータの考え方、流動性の影響をどの程度考慮しているかなどを含む） iii. 見積もった時価（算定結果） <p>例えば、変動利付国債について、マーケットの価格ではなく、合理的な見積もり価額を時価として用いている場合、できればその回号まで開示することが望ましいが、無理であれば、変動利付国債について、マーケットの価格ではなく、合理的な見積もり価額を用いている旨を注記する。</p> <p>(2)のような開示を行なうことで、企業間の比較可能性を確保できる。財務諸表利用者によるチェックを通じて各企業における時価の算定方法の合理性を確認できる。さらに、合理的な見積もり価額の算定方法の格差を解消していくことにもつながる。例えば、変動利付国債の合理的な見積もり価額を算定する際に、適切なマーケット価格がある別の回号の変動利付国債のマーケット価格を参考にして算定する企業と、理論的には価格は変動しないとして100円を時価とする企業とがある場合に、上記の注記を行なうことで、その格差を縮小することにつながると思われる。</p> <p>(2)の注記は、有価証券に関する注記、有価証券の評価基準及び評価方法に関する注記として行うことが望まれる。それが妥当でなければ、重要な会計方針の中の「その他財務諸表作成のための基本となる重要事項」、あるいは利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関して適切な判断を行う上で必要と認められる「追加情報の注記」として注記を求めているかどうか。</p> <p>注記を義務付けることが無理ならば、注記を促す措置をとることが望まれる（例えば、実務上の取扱いの公表時の前書きに盛り込む等）。従来から、マーケット価格ではなく見積もり価額で評価してきた金融商品について、(2)の注記を行なうことの負担が重いのであれば、これまではマーケット価格で評価していたのを見積もり価額に変更した金融商品についてのみ注記を求める（あるいは促す）こととしてもよいのではないかと。財務諸表の注記は、ASBJではなく、金融庁の管轄かもしれないが、例えば四半期会計基準など、注記事項で重要なものはASBJが決定してきた実績もある。重要な注記事項について、会計基準設定主体が定めることに、特段の問題はないものと思われる。</p>	
11) 時価会計の凍結につ	<p>時価会計の凍結につき、額面返済される可能性が著しく高い国債等とそれ以外の債券とは、分けて考えるべきである。額面返済がまったく不明な証券化商品（含むデリバティブ）にまで派生</p>	公開草案の対象外のため、N/A

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
いて	<p>させると、どんな不正な処理も可能となってしまう。証券化商品の時価会計の凍結につき、保有債権の時価評価のみ凍結するのはまったくナンセンスである。証券化をした法人は、サービシングによりキャッシュ・フローが左右されるにもかかわらず、自らそのフローを描き（お手盛り）、優先受益権部分・劣後部分の時価評価をおこなうことにより、優先受益権の売却益を既に計上しているのである。すなわち自らの資産に手をいれて益出しをした残りカスである劣後の簿価上げしている状態で、簿価評価のままでいい、とすることにつながり片手落ちといわざるを得ない。証券化をした際に、いまだ劣後を保有する場合には、売却処理はみとめず有担保処理とする、とすることもセットにすべきである。</p>	
12) 保有目的の変更について	<p>本実務対応報告とは別に、今月 IASB が IAS39 号を改定し、有価証券関連の振り替えに関する規定を米国基準へ寄せるという「コンバージェンス」（売買目的→満期保有、その他目的を許容）を実施する旨発表している。加えて従来から、米国・国際会計基準ではその他目的→満期保有目的の振替を許容している。このまま日本基準を改定しない場合、金融商品関連の規定で日本基準と米国・国際基準との間で基準上齟齬が発生し、現在の経済環境下では日本基準を適用している日本企業が他国との競争上無視しかねる不利な状況に陥る可能性が想定される。コンバージェンスの観点からも、早急に日本基準においても米国・国際基準へ足並みをそろえるべく基準の改定を実施していただきたい。なお、国際会計基準における改定も、即日実施かつ 2008 年 7 月 1 日に遡って適用可能となっている点も踏まえ、日本基準においても、速やかに適用できる可能性も含め検討をお願いしたい。</p>	公開草案の対象外のため、N/A